

目 次

第3章 消防用設備等又は特殊消防用設備等の技術基準

第1節 総 論

第 1	工事整備対象設備等着工届及び消防用設備等工事計画届	4
第 2	防災センター等の技術上の指針	9

第2節 各 論

第 1	消火器具	20
第 2	屋内消火栓設備	22
第 2 - 2	パッケージ型消火設備	42
第 3	非常電源	44
第 4	スプリンクラー設備	68
第 5	泡消火設備	114
第 6	不活性ガス消火設備	125
第 6 - 2	新ガス系消火設備	145
第 7	ハロゲン化物消火設備	154
第 8	粉末消火設備	161
第 9	屋外消火栓設備	168
第 10	動力消防ポンプ設備	172
第 11	自動火災報知設備	173
第 12	ガス漏れ火災警報設備	213
第 13	漏電火災警報器	219
第 14	火災通報装置	225
第 15	非常警報設備	231
第 16	避難器具	247
第 17	誘導灯	258
第 18	消防用水	287
第 19	排煙設備	291
第 20	連結散水設備	297
第 21	連結送水管	308
第 22	非常コンセント設備	319
第 23	無線通信補助設備	323
第 24	フード等用簡易自動消火装置	330

第3節 その他の技術基準

資料 1	電気設備が設置されている部分等の特殊消火設備に係る法令適用の運用基準	341
------	------------------------------------	-----

資料 2	電気設備が設置されている部分等の特殊消火設備に係る特例適用の運用基準	348
資料 3	配管の摩擦損失水頭	354
資料 4	窒素ガスを圧力源とした圧力水槽方式の加圧送水装置の取扱い	366
資料 5	変電設備等に設ける水系消火設備の技術基準	377

凡例

無印：法令基準

防火に関する規定に係る法令による事項

◆：指導基準

当消防局が消防機関として有する過去の火災事故事例等に係る知見及び技術的背景等を踏まえ、防火対象物の用途特性等から生じる潜在危険或いは消防用設備等の特性等に鑑み、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導事項

★：法令基準＋指導基準

上記法令基準に指導基準を加えて基準とした事項

用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- (3) 省令とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）をいう。
- (6) 条例とは、姫路市火災予防条例（昭和 37 年姫路市条例第 14 号）をいう。
- (7) 条則とは、姫路市火災予防条例等施行規則（昭和 37 年姫路市規則第 35 号）をいう。
- (8) 建基法とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- (9) 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- (10) 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）をいう。
- (11) 姫路市消防用設備等の特例規程とは、姫路市消防用設備等の特例基準に関する規程（平成 14 年姫路市消防局訓令甲第 1 号）をいう。
- (12) JIS とは、日本工業規格をいう。
- (13) 耐火構造とは、建基法第 2 条第 7 号に規定するものをいう。
- (14) 準耐火構造とは、建基法第 2 条第 7 号の 2 に規定するものをいう。
- (15) 防火構造とは、建基法第 2 条第 8 号に規定するものをいう。
- (16) 防火設備とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 ロ及び第 64 条に規定するものをいう。
- (17) 特定防火設備とは、建基政令第 112 条第 1 項に規定するものをいう。
- (18) 防火戸とは、建基政令第 109 条第 1 項に規定するものをいう。
- (19) 不燃材料とは、建基法第 2 条第 9 号に規定するものをいう。
- (20) 準不燃材料とは、建基政令第 1 条第 5 号に規定するものをいう。
- (21) 難燃材料とは、建基政令第 1 条第 6 号に規定するものをいう。